

災害事例

災害発生日月：令和3年11月

工事の種類：建設業

災害の種類：墜落・転落

被災の状況：死亡1名

締固め機械が路肩より転落し、死亡した災害について

発生状況

- 1 災害は、建設現場の造成工事において発生した。
- 2 被災者と他の作業員3名でドラグショベルを使用した掘削作業等を行い、砕石を敷きながら段階となったため、締固め機械が必要となった。
- 3 被災者は、作業箇所から約500メートル離れた位置に停めてある締固め機械に乗り、道路を毎時10km程度で走行し作業現場に戻って来ていた。
- 4 停車すべき位置付近で運転操作ミス等により前進行のままで路肩から斜距離で約4.7mの調整池内に落ちてしまい、被災者は運転席から投げ出され死亡した。

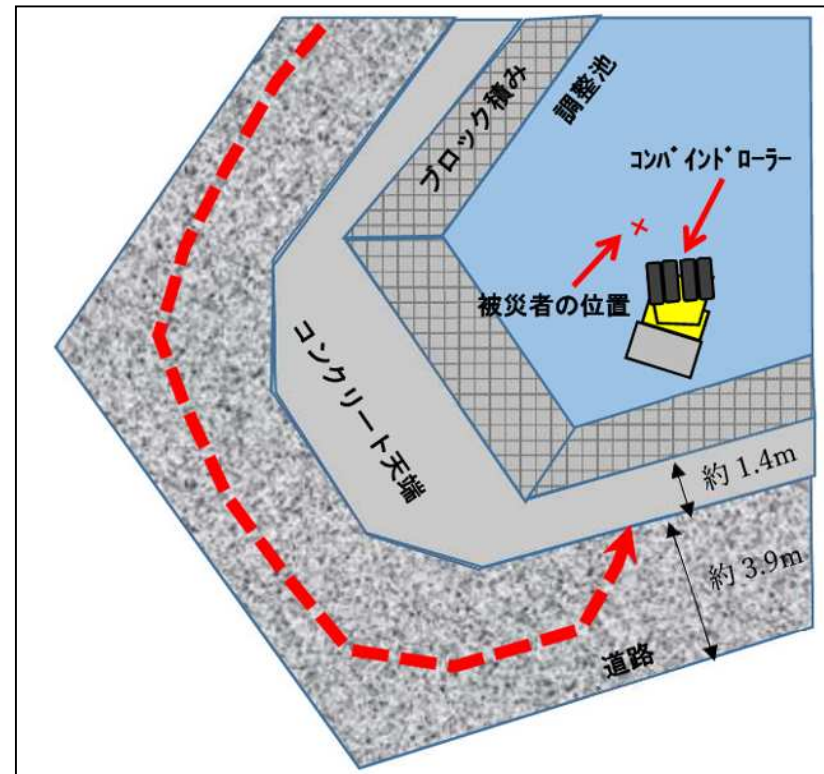
発生原因

- 1 締固め機械の運転について、特別教育を実施していなかったこと。
- 2 KY活動で、路肩からの墜落について危険ポイントが洗い出されていないこと。
- 3 職長会議での有資格者の配置等を含めた作業分担が明確に決められていなかったこと。
締固め機械における移動のみであれば特別教育が不要であると誤認していたこと。
- 4 保護帽が墜落時に脱げ、墜落時保護用ではなく飛来落下用の保護帽を使用していたこと。
- 5 持込機械届受理証が無記名のまま作業がなされていること。
- 6 作業計画の内容が関係請負人同士の連絡調整という趣旨であり、具体的な作業の方法、運行経路が明確に示されておらず、作業計画に記載のある重機作業者が作業を行っていなかったこと。また、関係労働者に対する周知が不十分であったこと。
- 7 路肩の危険表示について、トラロープの高さが低く、リボン表示が見にくかったこと。
- 8 現場巡視において、有資格者の配置等の確認が徹底されていないこと。
- 9 運転業務等に必要な資格について、安全教育訓練等で指導していなかったこと。

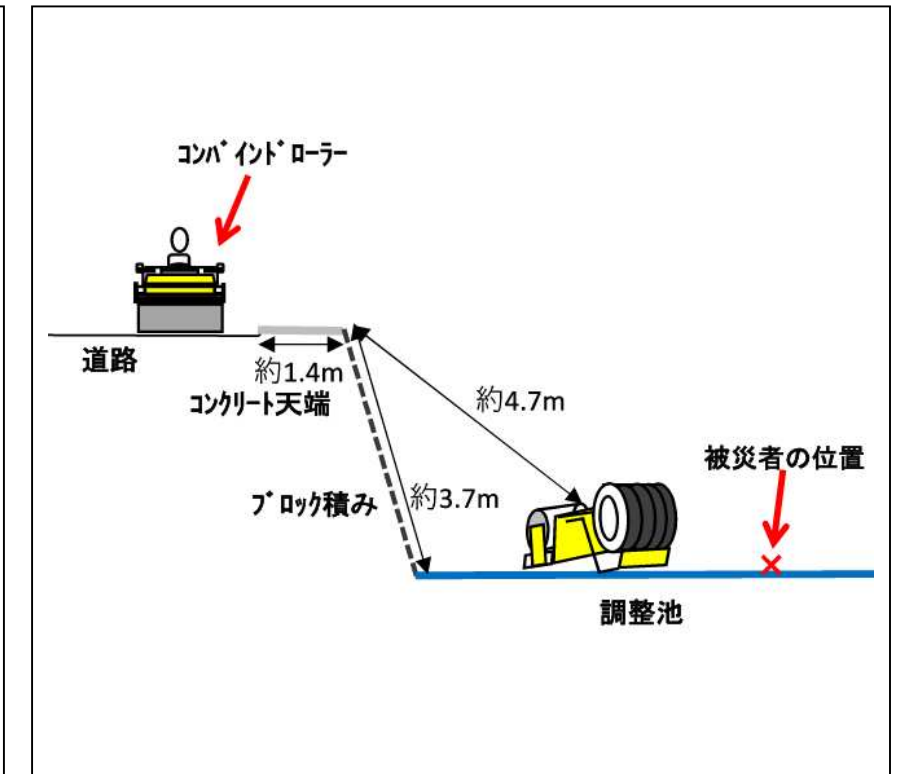
再発防止対策

- 1 締固め機械の運転（移動を含む）について、必ず特別教育を実施すること。
- 2 KY活動で、作業全般を通じ危険ポイントを幅広く集約し、意識高揚を図ること。
- 3 職長会議では有資格者の配置等を含めた作業分担まで明確に決めること。
- 4 保護帽が墜落時に脱げないよう顎ひもを緩みの無いように着用すること。また、建設業においては飛来落下用ではなく墜落時保護用の保護帽を使用すること。
- 5 作業計画には具体的な作業の方法、運行経路を明確に示し、持込機械届受理証も加味し作業者を従前に決定すること。また、関係労働者に対する周知を徹底すること。
- 6 路肩の危険表示は、トラロープでは適切な高さとし、目立つリボン表示とすること。
- 7 現場巡視において、有資格者の配置等の確認を徹底すること。
- 8 運転業務等に必要な資格について、安全教育訓練等で指導すること。

< 災害発生状況略図 >



平面図



側面図